

群馬大学重粒子線医学センター規程

平成21.11.16 制定

改正 平成23.4.1 平成23.9.20

平成26.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学重粒子線医学推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、重粒子線診療の高度化及び効率化を図り、広く医学及び医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、重粒子線診療に係る業務を行う。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）をもって充て、副センター長は、センターの教授をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を掌理し、副センター長はセンター長の職務を補佐する。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学重粒子線医学センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 放射線部長
- (4) 画像診療部長
- (5) 放射線科長
- (6) 臨床主任会議から選出された診療科長（前号の委員を除く。） 若干人
- (7) 群馬大学重粒子線医学研究センターから選出された教員 若干人
- (8) 放射線部技師長
- (9) 看護部長

- (10) 重粒子線治療を担当する看護師，診療放射線技師及び医学物理士 各 1 人
- (11) 昭和地区事務部次長，経営企画課長及び医事課長
- (12) その他センター長が必要と認めた者 若干人

4 前項第 6 号，第 7 号，第 10 号及び第 12 号の委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。
ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き，センター長又はセンター長が指名する委員をもって充てる。

6 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

7 委員長に事故あるときは，委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

8 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

9 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

10 前項の規定にかかわらず，重粒子線医学推進機構長（以下「機構長」という。）は会議に出席し，意見を述べることができる。

（専門委員会）

第 6 条 委員会に，特別な事項を審議するため，専門委員会を置くことができる。

（報 告）

第 7 条 委員長は，委員会の決定事項を機構長及び病院長に報告するものとする。

（事 務）

第 8 条 委員会の事務は，昭和地区関係各課の協力を得て医事課において処理する。

（雑 則）

第 9 条 この規程に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程の改廃は，群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議の議を経て，機構長が行う。

附 則

この規程は，平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。